

埼玉県市町村立小・中学校における少人数学級編制に係る研究指定実施要綱

第1 目的

埼玉県市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）において、「埼玉県市町村立小・中学校県費負担教職員配当基準 第2 2（2）基準外配当教員」（以下「基準外配当教員」という。）の規定に基づき教員の配当を受けた学校及び「令和4・5年度指導方法の工夫改善に伴う加配教員の配置要項」4（1）に基づき加配教員（以下「指導方法工夫改善加配教員」という。）の配当を受けた学校が、「埼玉県市町村立小・中学校学級編制基準 第4 学級編制の特例」に基づく学級編制（以下「少人数学級」という。）を行う場合について、「少人数学級編制に係る研究指定校」に指定するための手続を定めるものである。

第2 対象校

「基準外配当教員」の規定に基づき教員の配当を受けた学校及び「指導方法工夫改善加配教員」の配当を受けた学校のうち、「少人数学級」を行う学校とする。

第3 指定手続

- (1) 市町村教育委員会は、県教育委員会が別に行う依頼に基づき、「少人数学級」の実施について、次の書類により申請し、該当校について研究指定を受けるものとする。
 - ア 学級編制の特例に関する研究指定校申請書（様式1）
 - イ 学級編制見込表（様式2）
 - ウ 学級編制理由書（様式3）
- (2) 県教育委員会は、申請を受けた学校について「少人数学級」の研究指定を行う場合、研究指定通知書（様式4）により、当該学校を管轄する市町村教育委員会宛て通知する。

第4 研究内容の報告

「少人数学級」を実施する学校を管轄する市町村教育委員会は、各学校の児童生徒の学校への適応状況などについて、県教育委員会の依頼に応じ報告する。

第5 基準日

「少人数学級」実施の基準日は、4月1日とする。

第6 指定期間

本要綱による研究指定期間は、当該年度限りとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。